

日本学術会議第 12 期会員選挙について

日本学術会議では明年 11 月 25 日に第 12 期会員選挙が行なわれます。同会議（別記）中央選挙管理委員会委員長から有権者の登録などにつき本会会員に対し下記周知方依頼を受けました。なお詳細については日本学術会議中央選挙管理委員会（電話 03-403-6291）にお問合わせ下さい。

1. 前回（第 11 期、昭和 52 年）の選挙の有権者の方へ

前回の選挙の有権者については、前回提出のカードにより、本年資格審査が行われました。

これに関し、日本学術会議中央選挙管理委員会から登録用カードを再提出されるよう通知のあつた方以外の方は、すべて引き続き、有権者名簿に登録されますから、改めて登録用カードを提出する必要はありません。

なお、提出されているカードの記載事項に変更があつた場合は、「4. 有権者等の異動の届出について」「5. 異動届の記入について」によりすみやかに異動届を提出してください。

また、前回の登録における所属以外の部又は専門で今回の登録を求めようとする方は、登録のしなおしをする必要がありますから、様式第 2 の「所属部又は専門変更届」により、登録カード用紙を請求してください。

2. 今回（第 12 期、昭和 55 年）の選挙に有権者となることを希望される方へ

(1) 今回の選挙に新たに有権者となることを希望される方で、大学・研究機関等に所属される方は、中央選挙管理委員会から大学・研究機関等に対して「登録用カード用紙請求者名簿」の提出方を依頼いたしましたから、なるべく所属の大学・研究機関等から提出の名簿によつて登録用カード用紙を請求してください。

なお、名簿によつて請求される場合は個人からの請求は不必要ですから、大学・研究機関等と個人の両方から重複して請求しないように、特に注意してください。

(2) 新たに有権者となることを希望される方で、大学・研究機関等に所属しているが大学・研究機関等から提出した「登録用カード用紙請求者名簿」にカード用紙請求者として氏名を記載されなかつた方は、様式第 1 により個人で登録用カード用紙を請求してください。

3. 登録用カード用紙の送付及び提出について

登録用カード用紙は、請求あり次第「登録用カード用紙請求者名簿」提出の大学・研究機関等に対して、一括して送付します。また、個人で請求の場合は、直接、請求人あてに送付します。

その際、第 12 期会員選挙説明書及び登録用カード用紙提出用の封筒を同封いたします。登録用カード用紙に所要の事項を記入の際は、選挙説明書の「登録用カード記載上の注意」を十分お読みになつたうえで記入してください。

(認印のもれ、記入もれ、「口頭による業績報告」の資料のないもの等は受付られませんから注意してください。)

また、登録用カード提出の場合は、提出用の封筒を使用してください。

第 12 期会員選挙のための登録用カードの受付期限は、昭和 55 年 3 月 31 日ですが、なるべく早く中央選挙管理委員会に提出してください。

なお、昭和 55 年 4 月 1 日以降に到着した登録用カードは、次回（第 13 期、昭和 58 年）会員選挙の登録用カードとして中央選挙管理委員会で保管します。

4. 有権者等の異動の届出について

有権者は氏名、本籍、住所（住居表示の変更を含む）、勤務機関及び職名、勤務地等のいずれかに異動があつたとき又は博士の学位を取得したり名誉教授の称号を授与された場合にはそのつどすみやかに、様式第 3 により、「有権者異動届」を中央選挙管理委員会に提出してください。これを怠ると有権者の権利を行使できないことがあります。

また新たに有権者となることを希望される方で、登録用カードを提出し、その後上記の異動があつた場合も、異動の届を励行してください。（この場合、有権者登録申請中と明記して、異動届を提出してください。）

なお、有権者が死亡した場合は、その旨を遺族又は関係者から届け出てください。

5. 異動届の記入について

「異動届」が提出されると、保管されているカードの中から該当カードを取り出して訂正しますから、「異動届」の部、専門、地方区及び氏名（必ずふりがなをふつてください）は、登録されているカードに記載されたものを記入してください。また、異動された事項の一部のみを記入されると、保管されている該当カードの他の記載事項と関連しないことが、まま生じますから（例えば、住所と勤務地が異動した場合に、誤つて住所のみの異動を記入した場合等）、様式第 3 の「注」を十分お読みになつたうえで記入してください。